

たもので、新設の規定であり、四条の特に定めのあるときに該当する。

第六章 顧問料

（顧問料）

第四十条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額五万円以上
非事業者	年額六万円（月額五、〇〇〇円）以上

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

旧会規一四条に対応する。

顧問料の意義は三条二項を参照されたい。

1、一項

顧問料の額を規定するものである。

事業者、月額五万円以上。

非事業者、年額六万円（月額五、〇〇〇円）以上。

2、二項

業務内容について特に定めのない場合は一般的な法律相談であることを明らかにするものである。

3、三項

顧問契約の内容についての要素を明示したものである。

今回の改正に当たって、日弁連が協議した経済界出身の協議員から、顧問料に含まれる業務は何かという質問が寄せられたので、顧問契約締結に当つて業務内容を明確にするための、参考として規定されたものである。

なお、業務の量が一定の時間を超過する場合には、時間制による弁護士報酬を加算する等の契約も可能である。